

議事日程(第3号)

平成30年3月13日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(5件)

議案第8号 木城町国民健康保険運営基金条例の制定について

議案第11号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 木城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2) 産業文教常任委員会付託議案(7件)

議案第9号 木城町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の制定について

議案第10号 木城町ピノック館の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第12号 木城町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 木城町育英資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 木城町コミュニティ多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 木城町インターネットサービス設置条例を廃止する条例の制定について

議案第19号 木城町インターネットサービスの利用料及び手数料徴収条例を廃止する条例の制定について

3) 予算審査特別委員会付託議案(6件)

議案第20号 平成30年度木城町一般会計予算

議案第21号 平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計予算

議案第22号 平成30年度木城町簡易水道事業特別会計予算

議案第23号 平成30年度木城町下水道事業特別会計予算

議案第24号 平成30年度木城町介護保険特別会計予算

- 議案第25号 平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第3 議案第26号 工事請負変更契約について
- 日程第4 委員会付託の省略
- 日程第5 議案に対する質疑
- 日程第6 議員派遣の件
- 日程第7 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告
- 日程第8 各委員会の閉会中の調査

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案（5件）
- 議案第8号 木城町国民健康保険運営基金条例の制定について
- 議案第11号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 木城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2) 産業文教常任委員会付託議案（7件）
- 議案第9号 木城町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の制定について
- 議案第10号 木城町ピノック館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第12号 木城町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 木城町育英資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 木城町コミュニティ多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 木城町インターネットサービス設置条例を廃止する条例の制定について
- 議案第19号 木城町インターネットサービスの利用料及び手数料徴収条例を廃止する条例の制定について
- 3) 予算審査特別委員会付託議案（6件）

- 議案第20号 平成30年度木城町一般会計予算
- 議案第21号 平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第22号 平成30年度木城町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第23号 平成30年度木城町下水道事業特別会計予算
- 議案第24号 平成30年度木城町介護保険特別会計予算
- 議案第25号 平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第3 議案第26号 工事請負変更契約について
- 日程第4 委員会付託の省略
- 日程第5 議案に対する質疑
- 日程第6 議員派遣の件
- 日程第7 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告
- 日程第8 各委員会の閉会中の調査

出席議員（10名）

1番 眞鍋 博君	2番 神田 直人君
3番 中武 良雄君	5番 後藤 和実君
6番 堀田 廣幸君	7番 淵上 三月君
8番 原 博君	9番 山田 秋吉君
10番 内田 重則君	11番 黒木 泰三君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 河野 浩俊君      議事調査係長 廣瀬 孝一君  
 書記 橋本 正枝君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 半渡 英俊君      副町長 ..... 横田 学君

教育長	……………	中竹 聖子君	総務財政課長	……………	中村 宏規君
会計管理者	……………	津江 邦彦君	まちづくり推進課長	……	吉岡 信明君
環境整備課長	……………	押川 道彦君	教育課長	……………	西田 誠司君
税務課長	……………	中井 諒二君	福祉保健課長	……………	小野 浩司君
町民課長	……………	萩原 一也君	産業振興課長	……………	淵上 達也君
代表監査委員	……………	桑原 正憲君			

---

午前10時31分開議

○事務局長（河野 浩俊君） 議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（黒木 泰三） ただいまの出席議員は10名です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、追加議案により日程の変更がありましたので、議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

ここで、町長より、議案第20号平成30年度木城町一般会計に対しては、お手元に配りました訂正案が提出されました。したがって、これを本題とあわせて議題とし提出者の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 説明をいたします。議案第20号平成30年度木城町一般会計予算中、ふるさと納税関連予算に違算がありましたので、平成30年度木城町一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,300万円を39億4,800万円に修正するものであります。ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木 泰三） これより、訂正案に対する質疑を行います。訂正案に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これから、議案訂正の件の採決を行います。まず、本件に対する町長からの提出された訂正案について、起立によって採決します。原案のとおり訂正に賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 起立多数、訂正案は可決されました。

議案第20号平成30年度木城町一般会計予算の修正が認められましたので、予算審査特別委

員会に通知いたします。

ここで、10分休憩をいたします。

午前10時33分休憩

-----  
午前10時34分再開  
-----

### 日程第1. 各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

○議長（黒木 泰三） 休憩を閉じまして、日程第1、各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案5件、議案第8号木城町国民健康保険運営基金条例の制定について、議案第11号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号木城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、堀田廣幸君。6番、堀田廣幸君。

○総務常任委員会委員長（堀田 廣幸君） 平成30年第1回木城町議会定例会において、総務常任委員会に審査付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は3月6日の1日間、総務常任委員会室において委員5名の全議員が出席し、町長部局の課長以下関係職員の出席を求め、議案の説明を受け慎重に審査を行いました。

まず、議案第8号木城町国民健康保険運営基金条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第11号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第14号木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第15号木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第16号木城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（黒木 泰三） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託議案7件、議案第9号木城町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の制定について、議案第10号

木城町ピノッQ館の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第12号木城町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号木城町育英資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号木城町コミュニティ多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号木城町インターネットサービス設置条例を廃止する条例の制定について、議案第19号木城町インターネットサービスの利用料及び手数料徴収条例を廃止する条例の制定について、以上7件について、産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、中武良雄君。3番、中武良雄君。

○産業文教常任委員会委員長（中武 良雄君） 産業文教常任委員会に付託された議案は7件でございます。審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

審査期日は、3月6日の1日間、産業文教常任委員会室において、委員5名の全委員が出席し、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け慎重に審査を行いました。

初めに、議案第9号木城町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第10号木城町ピノッQ館の設置及び管理に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第12号木城町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第13号木城町育英資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第17号木城町コミュニティ多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第18号木城町インターネットサービス設置条例を廃止する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第19号木城町インターネットサービスの利用料及び手数料徴収条例を廃止する条例の制定について、原案可決です。

以上で、産業文教常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（黒木 泰三） 以上で、産業文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第8号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

次に、予算審査特別委員会付託議案6件、議案第20号平成30年度木城町一般会計予算、議案第21号平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、議案第22号平成30年度木城町簡易水道事業特別会計予算、議案第23号平成30年度木城町下水道事業特別会計予算、議案第24号平成30年度木城町介護保険特別会計予算、議案第25号平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、以上6件について、予算審査特別委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、神田直人君。2番、神田直人君。

○予算審査特別委員会委員長（神田 直人君） 平成30年第1回木城町議会定例会において、予算審査特別委員会に審査付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は3月7日から9日までの3日間、役場3階大集会室において、委員10名の全委員が出席し、町長部局の課長以下関係職員、教育委員会においては教育長、教育課長以下、農業委員会においては事務局長、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け審査を行いました。

まず、議案第20号平成30年度木城町一般会計予算、原案可決です。

次に、議案第21号平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第22号平成30年度木城町簡易水道事業特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第23号平成30年度木城町下水道事業特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第24号平成30年度木城町介護保険特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第25号平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決です。

なお、今回の審査に当たりまして、委員会の意見として、1、各公共施設において電気代の支出が多いので、ソーラー発電を使った費用の削減及び運営コストの検討をしていただきたい。2、予算審査の段階で詳細を説明できるように、見積書など積算根拠の資料を持って参加していただきたいとの意見がありました。

以上で、予算審査特別委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（黒木 泰三） 以上で、予算審査特別委員長の報告は終わりました。

ただいま、予算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第20号から議案第25号に至る6議案については、全員により審査いたしましたので質疑は省略いたしましたと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第25号に至る6議案の質疑については、省略することに決定いたしました。



ただいまより、委員会付託議案の18議案について、議案番号順に従い、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第8号木城町国民健康保険運営基金条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号木城町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号木城町ピノック館の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号木城町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号木城町育英資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号木城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号木城町コミュニティ多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号木城町インターネットサービス設置条例を廃止する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号木城町インターネットサービスの利用料及び手数料徴収条例を廃止する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成30年度木城町一般会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成30年度木城町簡易水道事業特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成30年度木城町下水道事業特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成30年度木城町介護保険特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2 諮問第1号

○議長（黒木 泰三） 日程第2、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑は終了しておりますので、これより本件に対する討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本件に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本件に対して、西村ミチ子君を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、西村ミチ子君を適任とすることに決定いたしました。

---

### 日程第3. 議案第26号

○議長（黒木 泰三） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第3、議案第26号については、朗読は省略し、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） ただいま追加で上程をいただきました議案第26号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号は、工事請負変更契約についてであります。

木城町加入者系光ファイバー網更新工事に当たり、当初予定しておりました加入工事件数721件に対し665件となりましたので、請負金額につきましては、消費税を含む1,349万7,840円を減額し、1億1,178万2,160円で工事請負変更契約するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご賛同を賜りまして可決をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木 泰三） 町長の提案理由説明が終わりました。

---

### 日程第4. 委員会付託の省略

○議長（黒木 泰三） 日程第4、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第26号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号については、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

---

### 日程第5. 議案に対する質疑

○議長（黒木 泰三） 日程第5、議案に対する質疑を行います。

これより議案第26号に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によって行います。

議案第26号工事請負変更契約についてを議題といたします。議案第26号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第6. 議員派遣の件

○議長（黒木 泰三） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で、後日、変更等があった場合は議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、後日、変更があった場合は議長に一任することに決定いたしました。

---

### 日程第7. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告



○議長（黒木 泰三） 日程第7、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告を行います。

これから登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、堀田廣幸君。6番、堀田廣幸君。

○総務常任委員会委員長（堀田 廣幸君） それでは、平成29年度総務常任委員会調査研修の報告を行います。

お手元に資料が配付してございます。3ページをごらんいただきたいと思っております。

研修の日時は、平成29年11月20日の1日間であります。研修先は埼玉県幸手市、参加者は総務常任委員5名全員と小野福祉保健課長、それから事務局の廣瀬係長、地域包括支援センターの長友美代子専門員、同じく永尾兼一郎専門員の合計9人でございます。

研修目的は、地域包括ケアシステム「幸手モデル」の取り組みについてということであります。地域包括ケアシステムで全国の自治体や関係者から最も注目をされているのが「幸手モデル」であります。その「幸手モデル」の中心的な活動をされ、支援の担い手コミュニティデザイナーの生みの親でもあります東埼玉総合病院の中野先生から直接お話を伺うことができました。

中野先生は在宅医療連携拠点「菜のはな」の責任者であり、糖尿病の専門医としても有名な先生であります。その「幸手モデル」の当初の目標は医療・介護福祉、行政のみならず、地域住民が主体的に参加することでシステムがさらに有効に働き安心して子供を育て、健やかに老いていける地域になることだそうであります。在宅医療連携拠点「菜のはな」を情報拠点として住民との連携を通じてさまざまな地域活動に取り組み、私たちから見れば現在のままでも理想的なシステムだと思っておりましたが、それでもまだまだこれからの事業の方向性について活発な議論が行われておりました。中野先生が何度も言われたのが、特に住民との連携、住民と住民の支え合いの理解が重要であるということでした。

あと少し長くなりますので、お手元に配付しております報告書にお目通しをいただき7ページからの考察を読み上げさせていただきます。

考察、「幸手モデル」を研修して、地域包括ケアシステムの構築においては、病気の患者は病気を治すだけでなく、その患者の医療、介護、子育てや生活全般においてケアをできる体制づくりをしなければ、ケアの必要な住民の生活的価値を見出すことはできないと感じた。住民の生活には病気以外にもいろいろな悩みが付随している場合が多く、それを解決するには行政や一般の地域住民だけでは難しく、専門職の方の力も必要である。その専門職と一般の方たちを結びつける役割として、在宅医療・介護福祉の情報拠点として「菜のはな」がその重要な役割を果たしていた。また、地域のさまざまな活動に取り組む住民と医師などの専門職が「みんなのカンファ」と称して情報の交換を行っており、ケアが必要な人の問題をいろいろな人が

共有して解決を模索し、そのケアにかかわった一人一人が問題を抱え込まないような組織づくりもしていた。地域包括ケアシステムの有効な活用及び構築方法として、まず第一歩目として連携づくりが本町においては早急に取り組まなければならないと思った。それからお互いの情報を共有する場をつくり、住民と異職種 of 専門家など多くの人がかかわるような活動を行うことでケアをすることである。ただ、地域包括ケアは住民を巻き込んでつくると言われるが、本町は決して人口が多い町ではなく、現状として行政側が言っても巻き込まれに行く住民はなかなか見つからないと思われる。むしろ行政や医療・介護の専門職が住民側に巻き込まれたら何ができるかと考えたほうが、新しいものが生まれてくるかもしれない。そして、住民を巻き込んだ、人が人に向き合う姿勢が、住民全体の取り組みにつながり、住民参加の活動が進んでいくことが、今後のまちづくりの成功の鍵になると思われる。さらにそこからまちづくりの雰囲気醸成し、さまざまな連携からフィードバックを得て、新たなケアシステムへと変化していき木城独自のケアシステムができ上がることが、木城町の地域住民が住みなれた地域で自分らしい生活を人生最後までできる地域社会の形成につながると感じた。

以上でございます。

○議長（黒木 泰三） 次に、産業文教常任委員長、中武良雄君。3番、中武良雄君。

○産業文教常任委員会委員長（中武 良雄君） 産業文教常任委員会は、昨年所管事務調査を行いましたのでその報告を行います。

資料のほうはお手元にあると思いますが、私のほうは一応まとめのみを発表させていただきます。先だって、九州保健大の成果発表でも町内の交通網についてはご指摘があったわけなんですけども、それを含めて発表させていただきます。

平成29年11月17日、埼玉県比企郡鳩山町役場にて、産業文教常任委員5名と議会事務職員2名にて研修を行いました。

研修目的は、デマンド交通と結婚生活支援補助金の2つについて、鳩山町担当職員より説明を受け研修をさせていただきました。

鳩山町は人口1万4,000人、町面積25.73キロ平米、面積が狭くコンパクトな町であります。厳しい財政状況の中、急激な少子高齢化に伴う移動ニーズの多様化が進む中、多年にかけ、しっかりとした取り組みを実施され、安くて便利なデマンド交通システムを確立されておられます。

本町も鳩山町とは地域環境は違うものの抱える問題は同じであると思います。本町におきましてもデマンド交通は必要なものであると思います。現状、福祉バスと町営路線バスが町民の足となっています。ただ問題は、自宅から病院や買い物に行くには高齢者には無理があります。

これからも高齢化が進み、現在、マイカーを使って移動されている方も次第に難しくなってく

と思われます。住みなれた場所で生活したいと思うのは皆同じであります。軒先から軒先までが、このデマンド交通の基本であろうと思います。現在、中之又地区では、個人でNPO法人を立ち上げて送迎されています。また、平坦部では福祉タクシーも運営されています。ですが、個人負担分が高くて利用できない高齢者も出てくると思います。要は、費用が安くて便利であることが大事であります。

今後は、行政と民間による取り組みが重要になると思います。議会においても協議の場を設け、高齢者の足の確保について議論を重ねてまいります。行政のほうでも早急の取り組みをお願いしたいと思います。

また、結婚新生活支援事業補助金は、平成28年度より内閣府により実施されており、28年度全国130自治体、29年度231自治体が活用して、宮崎県では綾町だけが活用しております。せっかく、内閣府が提案している補助制度なので、本町でもこの制度を取り入れ本町の補助と合わせて実施し、結婚新生活者の経済的不安の軽減、さらには結婚者の増加への後押しにつなげてほしいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（黒木 泰三） 次に、議会運営委員長、山田秋吉君。9番、山田秋吉君。

○議会運営委員会委員長（山田 秋吉君） 議会運営委員会としては、特別に報告することはございません。30年第1回の定例議会お疲れさまでした。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 次に、議会広報編集特別委員長、神田直人君。2番、神田直人君。

○議会広報編集特別委員会委員長（神田 直人君） 議会広報編集特別委員会から報告いたします。

議会だよりきじょうの編集作業のため、3月23日から4月12日にかけて計5回、委員会を開催しますので、皆様のご協力をいただきますようお願いいたします。また、紙面をつくるに当たり、議会の内容等をわかりやすく掲載するとともに、町民の皆様に興味を持っていただけるような紙面構成に努めてまいりますので、どうぞよろしくようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（黒木 泰三） 次に、新田原基地対策特別委員長、原博君。8番、原博君。

○新田原基地対策特別委員会委員長（原 博君） 新田原基地対策特別委員会としては、平成30年4月6日、新田原基地体育館での観桜会の案内があり委員会で参加することになっております。

以上、報告終わり。

○議長（黒木 泰三） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

## 日程第8. 各委員会の閉会中の調査

○議長（黒木 泰三） 日程第8、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

木城町議会会議規則第74条の規定により、各常任委員長から所管事務の調査について議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会・臨時会に係る事項について、議会広報編集特別委員長から議会広報の編集・調査等に関することについて、新田原基地対策特別委員長から基地対策に関することについて、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集特別委員長、新田原基地対策特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集特別委員長、新田原基地対策特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

---

○議長（黒木 泰三） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る、3月2日に開会されて以来、本日までの12日間にわたり、慎重にご審議いただき、また執行部におかれましても、特段のご協力をいただき予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで、平成30年第1回木城町議会定例会を閉会といたします。

ここで、町長から発言が求められております。これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。12日間にわたりました第1回木城町議会定例会における議案のご審議、まことにありがとうございました。今議会上程の26議案及び諮問1件、全て承認、可決、適任をいただきました。厚くお礼を申し上げます。

一般質問の中では、建設的なご意見、ご提言をいただきました。一方で、予算審査特別委員会におけるふるさと納税に関しまして、説明不足及び議会軽視とも思われる思慮に欠ける事務がありましたことを深くおわび申し上げます。議員各位からいただきましたご意見、ご指摘をしっかりと受けとめ、これからの町政運営執行に当たり、十分心して努めてまいりたいと思います。

いよいよ平成30年度の事務事業が4月1日からスタートいたします。私も1期目の最終年度に入ることになります。「みんなで創る明日に向けて翔くまち木城」そして人が元気、地域が元気、住んで良かったと思えるまちづくりの実現のために、引き続き議員の皆様のご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、当面いたします諸行事につきましては、お手元に配付がさせていただきます。喫緊には3月

16日木城中学校の卒業式、17日にはめばえ保育園の卒園式、23日には木城小学校の卒業式が予定をされています。ご出席賜りまして、立派に一回り大きく成長いたしました園児、児童生徒をお祝いしていただければ幸いに存じます。さらには、4月1日日曜日には午前9時30分から木城町戦没者慰霊祭、午後0時30分からは城山公園花まつりが行われます。

このように年度末多くの行事が予定されておりますので、議員各位におかれましては、健康にご留意いただきお繰り合わせの上、ご出席していただきますようお願い申し上げます。お礼と当面する行事への参加お願いといたします。

なお、めばえ保育園の稗島京子園長、環境整備課の税田宏司課長補佐及び福祉保健課の中井裕子主幹が3月31日付をもって退職しますので、ご報告させていただきます。

改めまして、3月議会ありがとうございました。

○議長（黒木 泰三） 議員の皆さんは、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前11時25分閉会

---